

平成28年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第6号

平成28年12月13日(火曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市 長	坪井透君	環境経済部長	田崎清君
副市長	横瀬典生君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	上下水道部長	堀口家明君
理事	西山正君	会計管理者	山本高光君
理事	板垣英明君	教育部長	飯田泰寛君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	農業委員会事務局長	高田忠君
市民部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	神野厚
〃	係長	齋藤邦彦
〃	主任	青山哲士

議事日程第6号

日程第 1 議案第70号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の制定について
議案第71号 かすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例の制定について

議案第72号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）

議案第77号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第78号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第79号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第81号 第2次かすみがうら市総合計画基本構想の策定について

日程第2 議案第82号 市道路線の認定について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第70号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の制定について

議案第71号 かすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例の制定について

議案第72号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）

議案第77号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第78号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第79号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第81号 第2次かすみがうら市総合計画基本構想の策定について

日程第2 議案第82号 市道路線の認定について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

日程第1 議案第70号ないし議案第72号、議案第76号ないし議案第79号及び議案第81号

○議長（藤井裕一君）

日程第1、議案第70号ないし議案第72号、議案第76号ないし議案第79号及び議案第81号の8件

を、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。

これより、各議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

まず、議案第70号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の制定について、質問いたします。

まず、第1に、市民から提出されました請願「公共施設の使用料の有料化、引き上げ」に関する請願書、この引き上げに反対するという署名です。1,600名近く集まったというふうに思いますが、これに対する市長の見解を求めます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

議案第70号 かすみがうら市公の施設の使用料に関する条例の質疑のうち、1番、公共施設の使用料の有料化、引き上げに反対する請願についてお答えをいたします。

公共施設の使用料につきましては、合併当初から施設間の不均衡が課題となっておりまして、行政改革大綱におきましても負担の公平の観点から、受益者負担の適正化を目指すこととしております。庁内組織を中心に見直しの検討を進め、昨年度から地域に出向いて説明会を行うなど、市民の皆様へ情報提供をしながら作業を進めてまいりました。

そうした中、ご質問の請願が提出された経過となっておりますが、説明会などを通じましても、市として目指している健康づくりや生涯学習の推進などの施策についても、市民レベルで実に多様な活動が熱心に展開されていますことを改めて認識をいたしました。

このようなことから、より多くの市民の皆様とともに市の施策の推進が図れますよう、見直しの内容の再調整を行いまして、料金体系の不均衡の是正を図りながら、説明会でいただいたご意見、請願の趣旨などを踏まえました条例案を提出させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

受益者負担の原則、不均衡ということであったが、さまざまな健康づくり、そして多様な積極的な活動がやられているので、見直し、再調整したということでもあります。

再調整の問題なんです、今度の2番目のほうの質問です。

使用料の額について、新旧対照表があります。なかなかわかりにくい。相違点の特徴とか、無料から有料になる施設とか、逆に、有料から無料になるとか、条件が65歳以上の高齢者の場合とか、そういうことはもろもろ入っているかと思うんですね。

この前、公共施設使用料等の見直し、説明会の開催があったというふうに検査管財課のほうから全協で資料が出されました。

そうしましたら、開催日時が25日と26日。25日は昼と夜、26日は夜ということで、3回だったんですね。集まった方が、66人ということになっているようであります。これでは、十分に再調整した中身が、サークルやそういう市民団体に十分に周知されていなかったという結果になったのではないかなというふうに思うんですね。そこで説明会の資料を私、いただきました。これ、説明会の資料についてまだまだ市民の皆さんが、こういう活動をなさっている市民団体、サークルの皆さんがわからないと思いますので、その立場で説明をしていただきたいと思います。

まず、料金の額が非常に皆さん、気になっていますので、それについて説明をいただきたいと思います。

すみません、この説明資料をもとにやっていただけますか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

それでは、お答えをいたします。

使用料の額についての質問ということで、お答えをいたします。

公共施設の使用料の見直しにつきましては、同じような使い道、規模の施設があっても、料金の異なるものが多くあること、さらには、使用料の設定がないいわゆる無料施設の存在といった不均衡の是正とともに、施設サービスを利用される方とされない方の公平性の確保といった課題に対応するために、検討を重ねてきたところでございます。

また、こうした検討の進め方としましては、庁内における協議、議会の総務委員会や全員協議会への説明、市民への周知といった流れを基本として対応をまいりました。

初めに、使用料の額につきましては、算定基準を明確化するため、標準的な施設の種類ごとに維持管理費などに基づき、単価を設定し、施設の老朽化度に応じた調整、現行の額からの激変緩和の調整、施設間の調整などを行い、算定をしたものでございます。

この基礎としました維持管理費などについて具体的に申し上げますと、屋内施設のうち、会議室類につきましては、千代田公民館と働く女性の家、体育館は深谷にございます体育センター、屋外施設のグラウンドについては同じく深谷にあります多目的運動広場と宍倉の戸沢公園運動広場にかかる経費を基準といたしました。体育館やグラウンドなどの照明設備の使用料につきましては、器具の消費電力量をもとに算定を行いました。

また、現状で雨漏りなど老朽化の見られる千代田公民館や勤労青少年ホームなどの一部の貸し出し区分については、額の引き下げや現行額を基準とする調整を行っております。

次に、市内外の使用料設定でございます。これにつきましては、当初は同一とする案も検討しておりましたが、昨年度の説明会においていただいたご意見も踏まえ、市内の使用料は引き下げの調整をし、市外の使用料は市内の1.5倍とすることといたしました。

さらに、営利目的での使用や塾や教室的な使用に対する取り扱いについても、これまでのご指摘を踏まえ、運用方法を明確にし、規定の使用料の2倍や5倍といった額とするものでございます。

今回の見直しによりまして、無料から有料になる施設ということでございますが、代表的なものとしていたしましては、働く女性の家と勤労青少年ホームでございまして、公民館施設などと同様

に、使用料の定価を設定させていただきますが、使用料の免除、減額の制度も設けることといたしております。

また、個別の使用料について、代表的な施設の種類別に改正前後の市内使用料の比較を申し上げますと、屋内施設のうち、会議室類では千代田公民館が値上げとなるのに対し、霞ヶ浦公民館では値下げ。体育館につきましては、照明使用料を含めて比較をいたしますと、B&G海洋センター、わかぐり運動公園体育館はそれぞれ値下げ。屋外施設のうち、多目的なグラウンドなどでは、わかぐり運動公園や第1常陸野公園が値上げとなるのに対し、霞ヶ浦地区の多目的運動広場や戸沢公園運動広場は値下げとなっております。各施設の市内使用料の定価の改定割合を試算してみると、現在の無料施設も含めて全体で約84%となりまして、全体的には値下げになるものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

全体的に市内と市外の差を出したというのと、営利目的な場合は2倍から5倍、無料から有料になっているのは働く女性の家と勤労青少年ホーム。ただし、免除規定があるので、この免除を設けることができた。代表的なものについてはちょっとメモがなかなかとれませんでした。あとでその回答書をいただきたいと思います。いずれにしても全体の最初の価格から考えると、値上げが千代田の地区は大体値上げだけれども、霞ヶ浦地区のほうは値下げになっているようだというふうに感じました。全体の最初の予定よりも、再調整した中身としては84%ぐらいの価格に落ちついたというふうな答弁かなというふうに思います。

それで、同じように、今、免除というか減免というか、その件についてやはり一番いろんな活動をやっている方の心配というか、この料金の値上げに対して基本的に自分たちの活動が非常に大変になる危険があるということで、今、非常に心配しているわけですね。それに対して、市民活動の推進のための特例というのが設けられております。これについて、詳しく説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

市民活動の推進のための特例について、お答えをいたします。

先ほど施設サービスを利用される方と利用されない方との公平性の確保ということで、いわゆる受益者負担の原則の考え方を申し上げましたが、公共施設の利用の中には私的な利用ばかりでなく、公共的、公益的に利用をし、活動されているものもございまして、こうした利用への対応のため、従来から使用料の免除、減額の制度が設けられ、運用されてきましたが、この制度も施設によって取り扱いが異なるという課題がございました。

また、市長からの答弁にもございましたように、使用料に関する請願ですとか昨年度の説明会のご意見などを通じまして、市民レベルの活動においても市の施策目的に合致をした活動が行われていることが改めて確認をできたものでございます。

このようなことから、従来からの使用料の免除、減額の制度を統一するとともに、市民活動の推進のための新たな制度として、健康増進や福祉、次世代育成、生涯学習の推進など、市の施策目的に合致する活動を行う同好会やサークル等につきましては、塾や教室的な形態でないことなど、一定の要件に該当する場合に現在の実負担と変わらずに施設をご利用いただけるよう、受益者負担の原則に対する特例として各施設共通の市民グループ等の登録制度を設けることといたしまして、広報8月号において周知をさせていただくとともに、10月の説明会においても説明をいたしました。

説明会の中ではご指摘ありました内容かと思うんですが、この登録に当たっての収支決算などの作成が困難であるとか、提出の必要性がどうなのかというようなご意見をいただきましたが、会費等の費用を徴収して運営している場合、その収支に関しては会員間で共有をされていると考えていたものでございまして、登録に当たって提出をお願いする理由といたしましては、営利目的でないこと、塾や教室的な利用、いわゆる月謝でないことなどを確認することが目的でございますので、必要事項をなるべく簡単に記入いただけるような書類とするよう考えております。

また、説明会の参加者が少ないであるとか、周知が足りないなどといった意見もございましたが、今回の条例や関連する規則など制度がまとまりましたら改めて説明会などを計画していく予定としておりまして、利用団体への通知など十分に周知ができるよう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、使用料の額についての質問の中でお尋ねのあった、有料から無料となる施設ということでございますけれども、使用料自体を無料とするわけではありませんが、使用料の設定があつて、免除の対象が市や国または他の地方公共団体が主催する行事のために使用する場合に限られていたところ、特例制度による免除が適用となる施設としてやまゆり館がございまして。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

簡単に言うと、減免については市民レベルの活動で、広域というか健康づくりだとか生涯学習に関係するとかそういう同好会的なもの、サークル、それについては、特別な特例としてこの免除、減額の対象とするということだと思います。ただ、今言った予算、収支決算についてはなかなか大変かなというふうに思っておりますが、なるべく簡便にするという話だったと思います。

それと、この減免の問題については制度がまとまったら改めて説明会を設けたいということも言われたかなというふうに思います。

それでは、次に、議案第81号です。

議案第81号は、第2次かすみがうら市総合計画基本構想の策定についてということでもあります。私もいろいろと勉強会に行く機会がありまして、総合計画の基本構想については、財政計画が必要だということが言われております。私、インターネットで日野市の基本構想とか国立市の総合計画など見ましたら、やはり財政見通しまたは一般会計の財政計画、収支見込みですね。これがきちんと出されているんですね。そういう意味では、当市もこういう財政計画、見通しをつくるべきだと思うんですね。そういう意味では、この財政計画についてはどういうふうな考え方でい

るのか、財政計画をつくる気があるのかどうか、これを加えて質問したいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ただいまの総合計画の中の一般会計の財政計画の記載がないと、作成すべきではないかというようなお質問でございます。

市の政策事務事業につきましては、財政計画が伴うことはご承知のとおりでもございます。総合計画につきましては、基本構想、基本計画、実施計画で構成をしております、今回ご提案させていただきましたのは、このうちの基本構想でもございます。

基本構想は市の将来の姿について、将来都市像やまちづくりの基本理念、基本目標を示しているものです。また、実施計画は基本構想にかかげる将来都市像の実現に向け、基本計画に示した施策を実施するために、毎年策定をしております。

向こう3年間を計画期間といたしまして、ローリング方式によって見直しを行い、基本計画の実効性の確保を図るものと位置づけをしております。実施計画の具体的な内容は、政策経費の事業ごとに事業内容を示し、3カ年の事業費を明確にしたもので、毎年の事業計画及び予算編成の指針としております。

以上のように、基本構想では財政計画の記載はしておりませんが、実施計画において年度ごとの事業費を算出しておりますので、その実効性は保たれているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

私は今、3年の計画で具体的なものがあるからつくらなくてもいいということ聞いたわけじゃないですよ。そんなのわかっていますよ。10年間ですよ、総合計画って。だから10年間の中身でどうなのかということが必要だと言っているんですよ。答弁になってないですよ、これ。3年間ローリングって当たり前じゃないですか。実施計画が出たら。ただ、10年間ですよ、これは。答弁になっていないと思うんですよ。改めて答弁してください。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時24分

再 開 午前10時26分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ただいまの財政計画ということでもございます。ただ、10年間の財政計画を策定するに当たり

まして、数値的なものが異なるという懸念がございますので、その点につきましては参考資料という形でご提出をさせていただければというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

じゃ、それ、よろしく願いいたします。

それから、人口予測の問題がちょっと気になったんで質問したいと思うんですが、今回の基本構想の中で、将来の人口予測について、平成38年の将来の人口についてはかなり減るということなんです、それを……ちょっと数字のほうは書いてあるんで、いずれにしても、1,000名を抑制するというふうにあるんですね。その具体策がどういう対策を練っているのかということなんです。

実は、平成18年の3月の総合計画では、平成27年度の人口予測を4万6100人と設定していたんですね。それが現実に国勢調査で4万2173人ですよ。そうすると3,927人減っているわけがあります。そういう意味では、かなり現実と違っている。逆に、人口問題研究所が試算した数字よりも、平成27年当時、これでも減っているんですね。ですから、1,000人を抑制するというための施策についてはどのようなものが具体策についてはあるのか、答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ご承知のとおり、将来人口推計につきましては、国立社会保障・人口問題研究所が平成24年に公表いたしました数値がございます。当市におきましては、かすみがうら市人口ビジョンにおきまして、出生率の向上、定住促進に関する総合戦略を展開することで、平成72年の総人口3万人を維持するとして、社人研の推計値よりも5,000人の減少を抑制するとしてございます。

このことから、総合計画における10年後の人口フレームにつきましては、それぞれの数値を平成38年で算出し、1,000人の抑制とさせていただいたところでもございます。

具体策は何かとご質問でございますが、総合戦略では人口ビジョンの目標値を達成するため、安定した雇用の創出、交流人口の増加、結婚、出産、子育ての支援、定住促進、転出者等の抑制を基本目標として、それぞれの施策を位置づけてございます。

総合計画におきましても、この総合戦略の施策を取り込んでおり、まちづくりの基本目標には、安全で快適に暮らせるまちづくり、未来を担う若者を育むまちづくりを掲げており、第2次総合計画における人口減少対策の姿勢を明確にしながら事業の実施を推進してまいりたい、そういう考えでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

やっぱりアバウトですね。やっぱり具体的なものが、当市の特徴というか、これが違うと。ここが見えないですね。ここが違うんだということがやっぱり大事だと思うんですね。今のはどこの行っちゃって同じですよ、今の答弁だったらね。どこの市だって同じです、どこの市町村でも

同じということなんですよ。

それから、施策の方針について7つの課題があります。自然の恵みを享受できるまちづくり。2番目に、産業の振興で活力あふれるまちづくり。安全で快適に暮らせるまちづくり。健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり。未来を担う若者を育むまちづくり。豊かな学びと創造のまちづくり。みんなでつくる連帯と協働のまちづくり。7つあるわけだね。

今の1,000人の人口減を抑制するために、この7つをやりますよという、私が答弁したって同じですよ。これも、私は具体的にその方向性についてお尋ねしたいんです。ご答弁いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

基本構想は市の将来の姿について、将来の都市像、まちづくりの基本理念、基本目標を示すものとしてございます。また、その方向性を記述しております。構想の実現に向けた施策は、基本構想で示しており、基本構想の策定に合わせ、前期5カ年の基本計画として策定をするところでもございます。

ご質問の7つの基本目標ごとに具体的な施策を策定するものであり、今回の議案別冊の第3編からの前期基本計画で詳細にお示しをしております。

将来人口のご質問で答弁させていただきましたが、少子高齢化、人口減少の時代を迎え、安全・安心に暮らせる住環境の確保、子育て、若者支援が重要な施策ではございますが、そのほかにも福祉、教育、環境、産業などの各分野の施策を総合的に進めて、将来都市像の実現に向け、取り組んでまいるという考え方でもございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

次に、4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

おはようございます。

通告に従いまして、議案第76号 平成28年度のかすみがうら市一般会計補正予算（第4号）について、質問させていただきます。

私が今回質問させていただきたいのは、総務費、空き家調査業務委託900万円についてであります。

地域住宅支援交付金450万円と一般財源450万円を財源としたところだと思っておりますが、この時期に来まして、平成28年度予算として繰越明許費まで計上をして、補正予算で事業を実施するというようなことかと存じますが、この時期になってやる合理的な理由を教えてくださいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご質問のありました空き家の調査費用につきましては、平成29年度事業として市の実施計画に

位置づけをいたしまして、社会資本総合整備交付金（社総交）でございますが、これの空き家再生等推進事業、補助率50%の事業を活用するために、平成29年度の当初予算に茨城県住宅課を通じ、国へ要望していたところでございます。

本年7月に安倍首相より経済対策についての指示が出されたことから、国から追加補正の要望取りまとめがございまして、財政担当の政策経営課とも協議をいたしました結果、市区町村の責務でもある空き家等の実態把握を早期に進められること。1つとして、国に対し平成29年度の概算要望書を既に提出をしていたことから、今回の補正予算の事務手続に対応できることなどの理由から、要望をいたしまして、このほど内定が得られたことから、計上をさせていただいたものでございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

29年度予算として予定をしていた事業であったというようなことかと存じます。

当市では、25年の8月に区長の協力をいただいて、空き家の調査をして、当時216軒ぐらいの調査報告がまとめられたというようなことがあったかと思うんですが、そのように3年前からこの事業に取り組んできたことかと思うんですが、今回の事業実施が私たちの暮らし向上にどういうふうに市民生活に返ってくるのか、そういった点、教えていただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

平成27年5月26日に空き家等対策の推進に関する特別措置法、こちらが全面施行をされましたことから、空き家等の実態把握や利活用の促進など、空き家等対策に関する必要な措置を講ずるよう、市区町村の責務が明確に示されたところでございます。

今回の調査内容につきましては、法にのっとった形で老朽化等による建築物の安全性、公衆衛生の悪化、景観の阻害など、個別の空き家等の状態を外観目視による調査を実施するとともに、市民の生活環境の保全や、空き家等の適正管理、また、住宅施策としての利活用の促進など、今後の空き家等対策を総合的に推進していく上での基礎資料となる重要な調査であるという認識をしております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

私、前にこの空き家の関連質問させていただいて、今は固定資産税の通知の際であるとかに空き家の法的な変化であるとか、そういったものが送られてきているなどというのは報告も受けていましたし、感じていたことであります。市区町村のいわゆる責務が新しい法律でなったということで、確認をさせていただきました。

3番目として、委託先として想定される業種などを教えていただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

今回の調査に係る成果といたしましては、電子地図データをもとに、空き家等の位置情報をGISで管理し、所有者や調査結果の情報なども盛り込んだ作成をするということを想定してございますので、地理空間情報を効果的に取り扱うことができる業種といたしまして、測量コンサルタント業や地図製作会社などが想定をされるところでございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

基礎調査ができて、この調査終了後の展開、予定されているようなものがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

平成29年度中に本市の空き家等対策法を効果的に推進していくため、法務ですとか不動産、建築にかかわる専門家、また、議会や市民の代表者など、関係部局を含めて構成した協議会を設置したいと考えております。

この協議会では、今回の調査結果を踏まえ、特定空き家等に該当するか否かのご意見ですとか、立ち入り調査の方針、また、特定空き家等に対する措置の方針、こういうものを協議していただく場となっております。

また、法で定めております市区町村の役割であります空き家等対策計画の作成及び変更についての協議など、幅広く専門的識見を持つ方々からご意見等を伺いながら、本市の空き家等対策に係る体制を構築してまいりたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君の質疑を終わります。

通告外は受けませんので、お願いします。

以上で、議題となっている各議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっている各議案については、議長を除く全議員で構成する平成28年第4回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました平成28年第4回定例会議案審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに全員協議会室で委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

なお、委員会終了後、議場にお集まりをいただきます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時59分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、平成28年第4回定例会議案審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいりましたので、ご報告いたします。

委員長に、中根光男君、副委員長に、櫻井繁行君。

以上のとおり当選された旨報告がありました。

日程第 2 議案第82号

○議長（藤井裕一君）

日程第2、議案第82号 市道路線認定の件についてを議題といたします。

本案に対する質疑通告はありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっている議案については、産業建設委員会に付託いたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。

委員会の審査及び議案等の調査、研究のため、明日12月14日から21日までの8日間を休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次回の本会議は、来る12月22日、定刻より各案件に対する委員長報告、討論、採決等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前11時00分